

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名 (地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
福島県会津坂下町	若宮地区（中村）	令和3年3月19日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	31.5 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	26.8 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	0.2 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.2 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作合計面積	0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	4.1 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

【現状】

本地区における集落農業の現状は、水稻を中心として法人経営の担い手等に集積が進んでおり集積率は約85%となっている。

現在、地区内における認定農業者は2経営体であり、アンケートによる意向調査の中で、現在の自作農家も身体の衰えや機械設備の更新等のタイミングで、極力担い手への貸出しを希望しており、今後も担い手への利用集積が進むものと考えられる。

【課題】

○地区内においては、畑地を含め樹園地が多く、その樹園地継承をどうしていくのかが最大の課題である。

【本地区の強み】

○多面的機能支払交付金事業や地区行事を通じた横断的連携が図られており、地区内協力体制が強い。

○農業の法人経営体が2社存在する。

○遊休農地を活用し、集落ぐるみで「ざる菊」植栽による地域おこし活動に取り組んでいる。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

【目指す集落農業の方向性（将来像）】

「水稻を基幹作物として、集落農地の殆どを中心経営体が主体となって耕作し、委託農家も含めた集落住民全体で支え合う集落農業」を目指す

【集落農業を担う中心経営体】

本地区における現在の中心的な経営体は2経営体であり、4に掲載する経営体を本地区農業の中心経営体に位置付ける。

【課題解決に向けた取組み】

○樹園地を農地として維持継承していくための取組みは下記のとおりとし、所有者意向を最大限尊重した上で推進する。

- ①可能な限り自作を基本としながら、後継者確保に努める。
- ②地区内で果樹の規模拡大を希望する経営体に利用集積を図る。
- ③農業法人の新たな経営品目として、利用集積を検討する。
- ④果樹を営農品目として希望する新規就農者を募集し、後継者として育成していく。
- ⑤老木の樹園地は畑地に戻し、「ざる菊」植栽等に活用することで地区の賑わい創出につなげる。

【農地集積・集約の方向性】

本地区における農地利用は、以下のとおり利用促進を図っていく。

利用集積に当たっては農地中間管理機構を活用し、集約化・団地化を図っていく。

- ①水田（土地利用型作物圃場含む） ⇒ 中心経営体（2経営体）への利用集積を基本に進める。
- ②畑地 ⇒ 当面、所有者での耕作維持を基本とし、大規模区画については中心経営体へ利用集積を進め、土地利用型作物等による利活用を図る。
- ③樹園地 ⇒ 前記①～⑤を基本に進める。

【中心経営体の役割】

- ①集落農業の継続発展のために必要となる機械・設備等の計画的な更新に努める
- ②地区内離農者の雇用機会創設及び次世代後継者の研修等の受入れと育成に努める

【農地委託農家の役割】

- ①経験・知識を活かした、中心経営体への作業補助や技術指導等の労力提供に努める
- ②集落における多面的機能支払交付金事業活動へ継続的に参加する

【プランの進捗管理等】

集落ぐるみでの集落農業継続を目指すため、区会や役員会、多面的機能支払交付金事業総会等、区住民が集まる機会において、プラン内容や進捗状況等について継続的に話し合いを行っていく

4 本地区における中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法		水稻・土地利用型作物	23.0 ha	水稻・土地利用型作物	25.7 ha	町内全域
認農法		水稻・土地利用型作物	56.2 ha	水稻・土地利用型作物	56.2 ha	町内全域
		水稻・果樹	2.6 ha	果樹	4.0 ha	若宮地区
計	3人		81.8 ha		85.9 ha	